

# 消費者教育 実践事例集



第139回

## 消費生活相談員と弁護士による コラボ授業「18歳成人の権利と責任」

神澤 佳子 Kamizawa Yoshiko 奈良県消費生活センター 消費者教育コーディネーター



### 講座実施の経緯

2022年4月に民法における成年年齢を18歳に引き下げるための法律改正が行われた当時、奈良県消費生活センター（以下、当センター）では、若年者の消費者トラブルを防止するために、高校生・大学生への消費者教育・啓発を一層強化していました。

ところが、施行を控えた2020年に新型コロナウイルスの感染拡大により、学校等はオンライン授業への切り替えが進み、外部講師の受け入れを自粛したため、それまで行っていた学校への出前授業が激減することになりました。そのような状況でも、18歳成人と消費者トラブルについて高校生に伝えたいと考え、動画「20分でわかる成年年齢引下げ」を作成し、希望する高校に配付を始めました（結果、2021年度には高校7校で32回上映）。この動画の配付について説明するため、奈良県教育委員会へ出向いた際に、社会科の指導主事より、高等学校で18歳成人をテーマに「主権者教育：若者の積極的な社会参画の推進、自立した消費者の育成」に関する授業を行いたいという提案がありました。

これまで当センターでは、主に家庭科で契約の基本的な知識と消費者トラブルについての授業を行ってきましたが、消費者の権利と責任について伝えるためには、法律の専門家が関わるほうがよいのではないかと考えました。そこで、かねてから消費生活センターと相談業務で連携していた奈良弁護士会の消費者保護委員会の弁護士に、一緒に高校で授業をできないかと打診しました。ちょうど同委員会でも、法教育の取り組みに意欲を持っていたこともあり、快諾され、

授業の準備をすることになりました。



### 授業実施に向けた準備

2022年1月に、消費生活センター、弁護士会、教育委員会の三者で最初の打合せを行い、「18歳成人の権利と責任」をテーマに、弁護士と消費生活相談員（以下、相談員）がペアで講師となり高校で授業をすることとしました。内容は、成人することで発生する権利と責任の説明を弁護士が担当し、若年者の消費者トラブルの実態と解決方法を相談員が担当するとしました。

50分間の授業の方針は以下のとおりになります。

- 成人することで発生する権利と責任について法的な説明を行う。マイナス面だけでなく権利や自由というプラス面も伝える。
- 成人後に増える消費者トラブル事例を紹介し、なぜ被害が起こるか、未然防止や解決するにはどうしたらよいか、生徒自身が考える時間を設け、双方向の授業にする。
- クイズや映像を入れ、生徒の関心を高める。

それまで消費生活センターで行っていた高校生対象の消費者教育講座をベースに、弁護士と相談員が分担して原稿とスライドを作成し、その後、講師登録した11人の弁護士と相談員が意見交換し、2つの基本の授業案を完成させました（図表）。

申し込みから実施までの流れは次のとおりです。

高校からの申し込み→消費生活センターより弁護士会の担当者に連絡→講師登録した弁護士の中から派遣可能な講師を選定→担当する弁護士と相談員のペアの決定→消費生活センターが学校と連絡調整→弁護士と相談員で授業の打合

# 消費者教育実践事例集

図表 弁護士・相談員コラボ授業 基本授業案

20分	あいさつ・自己紹介・今日の内容 弁護士：成人するとは・成人の権利と責任・契約について	映像視聴：2分「18歳が変わる！」(金融広報中央委員会) 相談員：成人前後の消費者トラブルの実態（クイズ形式）
25分	<b>授業案1 インターネット通販のワークと解説</b>  ネット通販のトラブル事例紹介（相談員） ワーク：広告模擬画面の問題点を考える 弁護士：法的な解説（特定商取引法） 相談員：トラブル未然防止の注意点	<b>授業案2 もうけ話トラブルのワークと解説</b>  もうけ話の事例紹介（相談員） 映像視聴：SNS儲け話（5分） ワーク：映像の事例の解決方法を考える (消費者契約法、民法) 弁護士：法的な解説・解決方法
3分		相談窓口の紹介 まとめ

計 48分（予備 2分）

セ・リハーサル→授業実施

## 授業の実施と生徒の反応

発案から半年以上をかけて実施体制が整い、2022年8月に教育委員会から高校に向けて広報を開始しました。その結果、2022年度は2校から（2023・2024年度は3校計4回）申し込みがありました。

実施したうちの2校は、50分授業をクラス単位で複数回実施する形式でした。同じ授業を5～6回行うため、担当する弁護士は5～6人となります。相談員とペアになる弁護士で、個々に打合せを行い、準備しました。

授業では、生徒はクイズへの回答やワークにも積極的に参加していました。弁護士に法的な見解を質問する生徒もあり、関心を持って授業を受けていたことがうかがわれました。

私立高校の一校からは、100分間授業でワークを多く取り入れた参加型にしてほしいという依頼がありました。そのため基本の授業案の1と2の両方の内容を行い、「インターネット通販のワーク」を充実させました。さらに弁護士は「ネット・SNSへの投稿」の法的な責任の内容を追加しました。このように基本授業に加えて学校側の希望によって内容を調整しています。

参加した生徒からは「18歳で成人することは知っていたが責任について詳しくわかった」「知識のない状態で成人するのは危険だと気づいた」など、成人することへの責任意識が高まって

いることがうかがわれました。学校からは、「教員では教えられない専門的な立場からの話をしてもらえる」「生徒の理解度や関心に合わせたわかりやすい説明」「外部の専門家の授業は学校単体では創出できないので貴重な機会となっている」などの評価をいただいています。

## 今後の課題と展望

この企画が始まって今年で4年目です。ほとんどの学校から継続依頼となっていますが、今のところ3～4校であり、あまり広がっていないところが課題です。学校の限られた時間の中で「18歳成人」の問題を取り上げてもらえるようにさらに広報を行う必要があります。また、この数年間でも、ネット・SNSを中心に消費生活を巡る環境は変化しています。時代に即した授業となるよう内容を常に更新し、受講者にとって有益なものとなるよう、弁護士と連携しながら発展させていきたいと考えています。

## 写真 授業の様子

